

意見書案第 6 号

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書案を
提出するについて

地方自治法第 109 条第 6 項及び宇治市議会会議規則第 14 条第
2 項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 10 月 16 日提出

提出者 宇治市議会建設水道常任委員会
委員長 久保田 幹 彦

宇治市議会議長 坂 下 弘 親 様

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

宇治市では、これまで下水道管渠の整備を進める一方で築年数の経過に伴う管路の破損による道路陥没や設備の故障による市民生活への影響、公共用水域の汚濁等の被害を未然に防止することを目的に、国庫補助制度を活用する中で計画的に改築を進めている。

しかしながら、国の財政制度等審議会においては下水道事業については、受益者負担の観点から汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの提言がなされ、平成30年度予算では未普及解消と雨水対策に国庫補助が重点配分されたところである。

今後、老朽化した下水道施設への改築に係る国庫補助が削減又は廃止されることとなると著しく高額な下水道使用料を設定せざるを得なくなり、市民生活に重大な影響を及ぼす極めて深刻な状況であると受け止めている。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法にも国の責務が明示されている。また、その国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道を支える国の責務は、施設の新設・改築で変わるものではない。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたって市民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築にかかる国庫補助を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月16日

京都府宇治市議会議長 坂 下 弘 親

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	石田	真敏	様
国土交通大臣	石井	啓一	様